

水道水を大切に

～ 第 53 回水道週間 ～ 6月1日～7日

今年のスローガン「蛇口から あふれるぼくらの 夢・未来」

この水道週間は、厚生労働省、都道府県をはじめ各市町村の水道事業者などによって実施されるさまざまな広報活動などの運動を通して、水道について国民の理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るとともに、水道事業のさらなる発展に資することを目的として毎年実施されています。

は貴重な資源です

有収水量用途別		単位：m ³ / 年間・%				
用途別	平成 22 年度	構成比	平成 21 年度	構成比	前年度比	
一般家庭	380,387	58.4	384,293	59.3	△ 3,906	
浴場	18,636	2.9	17,976	2.8	660	
工場	32,278	5.7	34,452	5.3	2,826	
プール グラウンド	6,116	0.9	6,646	1.0	△ 530	
営農用水など	207,618	31.9	203,590	31.4	4,028	
その他	1,219	0.2	1,142	0.2	77	
有収水量計	651,254	100.0	648,099	100.0	3,155	
料金収入額	146,033,673 円(税抜き)		145,500,241 円(税抜き)		533,432 円	

今後も利用される皆さんに、「蛇口をひねれば、いつでも、安全な水道水が使えるよう」努めていきますが、皆さんもこの「水道週間」を機会に、水道への理解と関心を深め、限りある水を大切に使用していただくをお願いします。

平成 22 年度
訓子府町の水道水利用状況
総配水量 890,427 m³ / 年間
有収水量 651,254 m³ / 年間
無収水量 239,173 m³ / 年間

転出などのとき必ず事前の届け出を

- 次の場合は、事前に届け出をしてください。
1. 引っ越しするとき
(転出・転入・町内で住所変更するときなど)
 2. 家の新築や改築などで、一時水道を止めるとき
 3. 家の取り壊しなどで、水道を廃止するとき
 4. 長い間、水道を使わないとき
 5. 水道の使用者が変わるとき

料金は納期内に

水道料金は、必ず毎月納期内に納めてください。納付には、便利で安心な口座振替をご利用ください。
※使用水量が前回の検針のときよりも多い場合は、漏水している可能性があります。
蛇口を閉めても、水道メーターが回っていれば、屋内漏水の可能性がありますので、指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

検針にご協力を

検針をする際に、メーターボックスの上や周りに物を置いていたり、近くに犬をつないでいたりすると、係員が検針できないことがあります。検針にご協力ください。

上下水道課 (☎ 47-2118 役場 1階 窓口 5番)

野生大麻・不正けし撲滅を

「野生大麻・不正けし撲滅運動」が今年も6月1日から9月30日まで実施されます。町では、運動期間中の7月上旬に北見保健所とともに、町民の皆さんのご協力で抜き取り作業を実施する予定です。

大麻は、葉を乾燥させ、タバコのように煙を吸引すると幻覚や妄想などの精神障害や生殖障害を引き起こし大変危険です。

自分が所有、使用している土地に野生大麻が自生している場合には、除去の協力をお願いします。

けしも大麻同様に麻葉の原料になる種類があります。植えてはいけなけしを、知らないで観賞用として自宅の庭に植えていても罰せられる場合があります。観賞用として植える場合は、植えていかどうかを十分に北見保健所などに確認してください。



不審車(者)見かけたらすぐに通報を

近年、野生大麻を不正に採取し、検挙される事件が増加しています。大麻の所持や売買そのものが犯罪ですが、大麻吸引によって悪質な犯罪へと結び付く可能性もあります。野山で不審な車などを見かけた場合は、警察に通報してください。

- 北見保健所 (☎ 24-4171)
- 北見警察署訓子府駐在所 (☎ 47-2410)
- 役場町民課環境衛生係 (☎ 47-2203)

火災のない楽しいレジャー

行楽シーズンの火災予防

ハイキングやキャンプなど、屋外での活動が増える行楽シーズンになりましたが、次のことに注意し、火災のない楽しいレジャーにしましょう。

- タバコは灰皿のある決められた場所で吸うか、携帯灰皿を携行し、捨てるのは絶対にやめましょう
- ごみ類は火災発生の原因になりますので、各自で持ち帰りましょう
- 火気を取り扱うときは、完全に消火するまでその場を離れないようにしましょう

旅館・ホテルなどを利用される方へ

- 宿泊室から2通り以上の避難経路、非常口などの案内図を参考に、実際に歩いて確認しておきましょう
 - タバコの火は完全に消えたことを確認し、寝タバコは絶対にしないようにしましょう
 - 非常用懐中電灯や消火器、避難器具などを確認しておきましょう
- ※万一、火災が発生した場合は、慌てることなく従業員の指示に従ってください。

設置しましょう 住宅用火災警報器

6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務化されました。

未設置のご家庭では皆さんの生命・財産を守るため早期の設置をお願いします。

平成 23 年 6 月 1 日から義務化

消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)